

神戸学院法学

第22巻 第2号

論 説

民法377条の沿革

——イタリヤ法を継受したわが民法規定——

大島 俊之（1）

幼児・主婦の「逸失利益」と家事労働

藤田 寿夫（1）

近代法と *Culpa levissima* の理論（八）

——無過失損害賠償責任原因論の研究——

石本 雅男（一五）

1992年 7 月

神戸学院大学法学会